

二訂 貸付用語辞典

二訂 貸付用語辞典

責任編集

新井益太郎
今井 勇
堀内 仁
安東 盛人



銀行研修社

二訂貸付用語辞典

定価 2,900円

昭和54年6月9日 初版発行

〈検印省略〉

1刷 昭和54年6月9日

7刷 昭和54年9月5日

昭和56年1月5日 新訂初版発行

1刷 昭和56年1月5日

4刷 昭和57年1月30日

昭和59年2月15日 二訂初版発行

1刷 昭和59年2月15日

3刷 昭和59年6月8日

責任編集

あら	い	ます	た	ろう
新	井	益	太	郎
いま	い			いし
今	井			勇
ほり	うち			し
堀	内			仁
あん	どう	もり		と
安	東	盛		人

発行者

は	じ	せい	じ	ろう
土	師	清	次	郎

発行所  株式会社 銀行研修社

東京都豊島区北大塚3丁目10番5号

電話 東京03 (949) 4101(代表)

振替 東京 2—8 6 0 4 番

整版・印刷／新灯印刷 製本／(有)長野製本工場

落丁・乱丁本はおとりかえ致します。

1979© Printed in Japan

無断複写複製を禁じます。

1424

ISBN4-7657-2038-1 C3533 ¥2900E

は し が き

金融機関の貸付取引は、与信判断と事後管理に大別できる。前者は、借入申込みに際して書類審査、または実地調査等をもって貸付案件の採否を判断することをいい、後者は、貸付実行後において債務者に予知しない事情変化が起こったときの債権保全、回収等をいう。

貸出金が予定通り回収できれば、事後管理に費す労力もそれだけ減ることになるが、実際は、債務者である多くの企業は生身の体であり、いつどのような事態が発生するとも限らない。そこで、安全をはかろうとすれば担保を徴することが必要である。しかし、金融機関の健全な貸付取引は、その貸出が企業の発展に有効に働き、そこから生じる収益で元金金の返済がなされるのが理想であり、担保さえ確保されていれば返済源資に難があってもよいというものではない。

したがって、貸付取引に際して最も大切な点は与信判断である。借入申込み案件には様々な書類がつけられるが、ふつう、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表や、資金繰表などの基本データに加えて資金使途を示す事業計画書等が添付される。このような徴求書類の審査にあたっては、財務諸表の内容、勘定科目と数値の意味を知るために企業の実際の経理知識が必要であり、企業の体質や将来の予測を行なう点では一通りの財務分析の知識が要求される。同時に、経営体制、企業を取り巻く環境変化の予測、業界事情の把握など、徴求書類の分析では判断のつかない問題もある。さらに、貸付実行如何によっては、金融機関の収益にも影響し、また、債務者に予期しない変化の生じたときの債権保全、回収等に不測の事態も及ぼしかねない。

本辞典は、こうした貸付取引を担当されておられる方々の日常業務にあって、貸付案件のとりあげ、稟議書の作成、さらに事後管理面で、実際の実務処理にすぐ役立つ座右の書として企画されたものである。

従来、この種の辞典としては、会計用語辞典、経理用語辞典、法律用語辞典として別々に刊行されるに留まり、貸付取引に必要な与信判断と事後管理に必要な用語を網羅して高い実用性をもつ辞典はかつてなかった。

本辞典の特色としては大きくつぎの4点に集約されよう。

- ① 収録した用語数は3,115で、これを貸付の大局判断の項目として〈経済〉〈経営〉、徴求書類分析の項目として〈経理〉〈財務分析〉、実際の貸付案件のとりあげに必要な項目として〈貸付実行〉〈外為与信〉〈事後管理〉の3分野7分類に分けた。
- ② 用語の選定にあたっては、本辞典の用途にあわせ経済、経営、経理用語は中項目主義とし、財務分析、貸付実行、外為与信、事後管理用語は小項目主義を採用した。
- ③ 用語としては、貸付実務に馴染みの深いものに重点をおき、在来用語辞典に比較的収録されることのなかった金融機関個有の実務用語、テクニカル・タームを可能な限り収録した。
- ④ 用語の解説は、定義とその用語に係わる貸付取引の実務に重点をおき、同音異義用語はその用語の所属する前述7分類の各々の立場から解説した。

以上が本辞典の特色であるが、編集にあたり苦心したのは、従来、会計学、経営学の専門用語を金融機関の貸付取引の立場から捉える試みをしたことであり、本辞典はその点で最も画期的なものと自負している。しかし思わざる誤りについては、大方のご叱正を俟って、版を重ねるごとにより完璧なものにしていきたい。

本辞典の編集について、銀行研修社土師社長から熱心な依頼があったのは昭和52年の4月頃であった。企画としては、過去に類書がないものであっただけに、かなり躊躇したが結局お引受けすることとした。編集方針は我々編集者が会合をもって固め、この方針に沿って銀行研修社編集部の作成した用語リストを、〈経済・経営用語〉は今井勇が中心となり、福田寛、寺田良寛の両氏で、〈経理・財務分析用語〉は新井益太郎が中心となり、山林良夫、山本清次、徳谷昌勇、安國一の諸氏で、〈貸付実行用語〉は今井勇が中心となり、黒澤壯吉、久保田裕章、戎家美富、高品信彦、小笠原日出男の諸氏で、〈外為与信用語〉は安東盛人が中心となり、田中五郎、西脇順一の両氏で、〈事後管理用語〉は堀内仁が中心となり、鈴木正和、秦光昭の両氏で各々討議検討して作り直し執筆者としては全体で170名に及ぶ学者、公認会計士、税理士、実務家のご協力をえて上梓をみた。

最後に、多忙の中をご執筆いただいた各位および編集作業に従事していただいた編集委員に対し、ここに改めて深甚の謝意を申し上げる次第である。また、2年の長き

にわたり本辞典の完成まで辛抱づよくお待ちいただいた土師社長の御好意に対し深く感謝するとともに原稿の整理・校正に種々お世話になった編集部スタッフ一同に厚くお礼申し上げたい。

昭和54年 5月25日

編集代表	新 井 益太郎
	今 井 勇
	堀 内 仁
	安 東 盛 人

二訂にあたって

本辞典は、昭和54年6月の初版刊行以来、好評のうちに4年半を経過した。その間、昭和55年12月に税法・民事執行法などの法改正に基づき部分改訂を行ない、新訂版を刊行した。

しかし、その後の内外の経済環境・制度等の変化には目覚しいものがあり、本辞典収録用語のうち改訂を要するものが多くなった。とくに融資および外為関係の用語については、刊行当時には予想されなかった環境の変化および商法、税法、外為法などの改正があった。今回、経理、貸付実行および外為与信分野の用語を中心に全用語を編集代表・編集委員が見直し、各執筆者の協力を得て改訂を行ない、二訂とした。

昭和59年 1月20日

編集代表	新 井 益太郎
	今 井 勇
	堀 内 仁
	安 東 盛 人

執 筆 者 (50音順)

相 原 俊 夫 (神奈川経済研究所)	指 宿 弘 州 (太陽神戸銀行)	大 場 修 一 (通商産業省)
青 木 茂 男 (早稲田大学)	岩 出 定 (富士銀行)	岡 村 英 夫 (東京相互銀行)
青 葉 真 七 郎 (静岡銀行)	岩 部 成 良 (太陽神戸銀行)	岡 本 宏 (静岡銀行)
明 石 周 夫 (東京相互銀行)	碓 氷 悟 史 (亜細亜大学)	岡 山 詢 一 (協和銀行)
穂 山 幹 夫 (東洋大学)	太 秦 康 紀 (北海道銀行)	小 川 洸 (早稲田大学)
浅 井 周 三 (日本信託銀行)	江 頭 新 (平和相互銀行)	小 川 清 (公認会計士)
厚 田 隆 治 (太陽神戸銀行)	遠 藤 四 男 夫 (公認会計士)	小 川 博 章 (日本メディカルサービス)
天 野 忠 明 (太陽神戸銀行)	及 川 正 和 (常陽銀行)	尾 崎 卓 美 (兵庫相互銀行)
荒 和 雄 (東京都民銀行)	大 井 義 博 (大和銀行)	尾 谷 保 彦 (太陽神戸銀行)
池 山 宣 夫 (近畿相互銀行)	大 串 秀 雄 (第一勧業銀行)	鬼 丸 寿 幸 (鹿児島銀行)
石 岡 富 七 (税理士)	大 谷 貞 彦 (三和銀行)	小 野 毅 (富士銀行)
上 野 隆 志 (三菱銀行)	大 塚 進 (平和相互銀行)	舩 富 延 久 (千葉商科大学)
磯 崎 耕 司 (東京都民銀行)	大 塚 力 (第一勧業銀行)	鹿 児 島 治 利 (北海道拓殖銀行)
井 寺 清 人 (農林中央金庫)	大 野 勝 彦 (千葉銀行)	梶 田 行 男 (埼玉銀行)
稲 垣 富 士 男 (青山学院大学)	大 野 敏 男 (三和銀行)	樫 本 慶 彦 (広島銀行)

勝 又 三 郎 (公認会計士)	小 島 義 輝 (公認会計士)	高 野 久 男 (全国銀行協会連合会)
桂 山 邦 明 (日本興業銀行)	小 林 俊 一 (公認会計士)	高 橋 重 夫 (協和銀行)
加 藤 隆 俊 (大蔵省)	斎 藤 奏 (公認会計士)	高 橋 政 秋 (北洋相互銀行)
金 沢 浩 一 (日本興業銀行)	榊 原 良 雄 (日本興業銀行)	高 橋 昌 男 (東海大学)
亀 田 喜 夫 (第一勧業銀行)	坂 下 彰 生 (協和銀行)	竹 之 下 隆 弘 (協和銀行)
唐 川 優 (協和銀行)	坂 本 勤 也 (静岡銀行)	竹 村 雅 史 (大蔵省)
川 上 隆 三 (鹿児島銀行)	桜 井 通 晴 (専修大学)	田 中 脩 夫 (三井信託銀行)
川 野 佳 範 (公認会計士)	佐 々 幸 夫 (三菱信託銀行)	谷 徳 憲 (太陽神戸銀行)
川 端 源 之 助 (協和銀行)	佐 々 木 邦 明 (第一勧業銀行)	鶴 田 佑 一 (通商産業省)
河 村 豊 稻 (西日本相互銀行)	佐 藤 正 雄 (茨城大学)	出 口 靖 夫 (公認会計士)
菊 地 民 郎 (住友信託銀行)	下 猶 晃 司 (埼玉銀行)	鉄 本 正 信 (大蔵省)
北 野 健 治 (幸福相互銀行)	杉 田 幹 夫 (太陽神戸銀行)	伝 田 清 雄 (太陽神戸銀行)
木 下 徳 明 (公認会計士)	鈴 木 正 和 (協和銀行)	徳 谷 昌 勇 (成蹊大学)
木 村 俊 輔 (日本興業銀行)	諏 訪 仙 二 (富士銀行)	豊 田 一 典 (静岡銀行)
木 村 久 彌 (公認会計士)	関 孝 (東京相互銀行)	豊 田 晃 次 (中央信託銀行)
窪 寺 徳 寛 (富士銀行)	染 谷 恭 次 郎 (早稲田大学)	永 井 勝 雄 (大和銀行)
河 野 知 足 (太陽神戸銀行)	高 崎 昇 一 (日本開発銀行)	永 井 幸 男 (横浜銀行)

中 瀬 宏 通 (公認会計士)	馬 場 孝 夫 (公認会計士)	松 本 彰 夫 (東京相互銀行)
中 田 欽 也 (太陽神戸銀行)	浜 田 弘 作 (千葉商科大学)	松 本 崇 (三菱信託銀行)
中 野 隆 一 (第一勧業銀行)	林 紀 彦 (協和銀行)	松 山 安 衛 (富士銀行)
中 村 一 誠 (西日本相互銀行)	治 田 秀 夫 (公認会計士)	三 木 斌 雄 (日本興業銀行)
中 村 純 (第一勧業銀行)	東 揚 一 (鹿児島銀行)	三 沢 一 (成蹊大学)
中 村 俊 平 (太陽神戸銀行)	火 口 浩 一 郎 (大垣共立銀行)	三 井 賢 二 (鹿児島銀行)
中 村 義 雄 (日本債券信用銀行)	弘 本 重 剛 (西日本相互銀行)	峯 崎 二 郎 (三菱銀行)
新 村 治 充 (太陽神戸銀行)	福 井 雅 輝 (通商産業省)	御 室 龍 (静岡銀行)
西 川 忠 (公認会計士)	藤 江 秀 夫 (常陽銀行)	宮 内 三 郎 (太陽神戸銀行)
西 尾 慎 三 (公認会計士)	藤 田 靖 (第一勧業銀行)	宮 坂 恒 治 (第一勧業銀行)
西 尾 祐 男 (公認会計士)	船 津 忠 正 (公認会計士)	宮 間 利 一 (北洋相互銀行)
二 宮 浩 三 (横浜銀行)	古 沢 靖 (太陽神戸銀行)	村 上 一 男 (徳陽相互銀行)
根 本 光 明 (中央大学)	北 陸 銀 行 審 査 部	村 上 啓 一 (大和銀行)
橋 詰 博 臣 (三井信託銀行)	星 野 幸 夫 (公認会計士)	村 田 裕 (住友銀行)
橋 本 吾 郎 (足利銀行)	前 川 誠 (埼玉銀行)	森 悦 郎 (第一勧業銀行)
橋 本 巳 三 郎 (三井銀行)	真 崎 一 多 (公認会計士)	森 和 義 (第一勧業銀行)
秦 光 昭 (日本長期信用銀行)	増 田 秀 雄 (住友銀行)	森 野 孝 太 郎 (三和銀行)

森 山 泰 都 (朝日信用金庫)	山 口 年 一 (亜細亜大学)	吉 田 信 雄 (公認会計士)
安 國 一 (亜細亜大学)	山 林 良 夫 (税理士)	和 井 内 清 (公認会計士)
安 田 孝 (太陽神戸銀行)	山 村 正 幸 (日本興業銀行)	若 杉 明 (横浜国立大学)
矢 部 浩 祥 (中央大学)	山 本 清 次 (公認会計士)	若 林 龍 夫 (大和銀行)
山 形 達 衛 (太陽神戸銀行)	山 本 英 博 (東洋信託銀行)	和 田 正 廣 (大蔵省)
山 口 輝 久 (太陽神戸銀行)	湯 田 雅 夫 (独協大学)	渡 辺 恵 一 郎 (駒沢大学)
山 口 省 吾 (大蔵省)	横 山 和 夫 (公認会計士)	綿 引 憲 (ときわ相互銀行)
山 口 劼 (安田信託銀行)		

本書の使用方法

(I) 編集方針

本辞典は企業並びに個人からの借入申込みに際して、金融機関が貸付判断をするのに必要な用語、および貸付実行、事後管理において、比較的良好に使用される実務用語 3,115 項目を収録し、貸付実務の立場から出来得る限り平易・具体的に解説したものである。項目の選択にあたっては、金融機関のサイドにおいて貸付取引を推進するために必要な用語に限り精選した。したがって、通常の会計学辞典、法律学辞典などに収録されている用語で、実務上比較的使用度の低いもの、企業サイドに過ぎるものなどは収録対象外とした。本辞典はあくまでも貸付判断のための用語を中心に構成したもので、貸付実務における法務用語については、とくに主要なものに留めて実務上の観点から解説し、他の用語について本辞典の姉妹版である「金融法務辞典」に譲った。なお、巻末に「業種別主要計数表」「減価償却資産の償却率表」「定率法未償却残額表」「相続税財産評価に関する基本通達（抄）」を付録とし、実務の便に供した。

(II) 項目の配列

項目は50音順に配列した。外国語については長音符号を無視して配列した（例：アンダーライター＝アンダライタ、D/P 手形＝デビテガタ）。各項目には内容別の分類を明示し、同一用語で内容的に体系をまたぐ用語には、その体系ごとの解説を加えた。また、ある項目の派生語、子用語は「〜」を用いて、その用語の位置づけを明確にした。その場合の配列順序の例はつぎのとおりである。

〔例〕 債 権（貸付実行）	
.....。	
〜の管理・回収 ①（経 営）	
.....。	
〜の管理・回収 ②（事後管理）	
.....。	
債 券（経 済）	

（Ⅲ）項目の分類明示内容

- 経 済 用 語 融資政策の見直しおよび個別貸付の案件処理に実務上必要な用語
- 経 営 用 語 個別貸付の案件処理に実務上必要な経営の実体を理解するための用語
- 経 理 用 語 借入申込に際し徴求した資料の内容を理解するため、および財務分析に直接必要となる簿記・会計、税務用語
- 財務分析用語 借入申込に際し、徴求した資料の内容を分析検討するために必要な財務分析に関する用語
- 貸付実行用語 個別の貸付案件を検討し、実行するまでに必要な貸付実務用語
- 外為与信用語 外国為替取引の中から外為与信に関係および関連のある用語
- 事後管理用語 貸付実行後の管理・回収に必要な実務用語

（Ⅳ）項 目 の 記 述

（１）使用漢字・かなづかい

原則として当用漢字，新かなづかいによった。ただし，慣用語・成句，実務上よく使われるものについては無理に統一していない。

（２）読 み が な

難読語については読みがなをつけた。

（３）外 国 語

外国語の表記はカタカナで行ない，原則としてスペリングをつけ，外国語の訳語には必要に応じスペリングをつけた。

（４）表記の統一と特例

本文中，銀行とあるのは，特に別な場合を除き，普通銀行だけではなく，長期銀行，信託銀行，相互銀行，信用金庫，信用組合等金融機関を指すものとした。また，とくに区別して意味のあるものの他は，名称，字は統一しなかった（例：「貸付ける」「貸出す」「融資する」は同一の意味のものとして，適宜使った）。

（５）（ ）の使用

項目を2つたてることがわずらわしい場合は，（ ）を使って1つにまとめた。

（例：借入債務回転率（回転期間），元金均等返済（償還））

（6） 計算式等の表記

比率に関する計算式は原則として $\frac{\bigcirc\bigcirc}{\bigcirc\bigcirc\bigcirc}$ で表記したが、スペースの都合で $\bigcirc\bigcirc\div\bigcirc\bigcirc$ で表記した場合もある。なお、計算式が百分比を出すものの場合の $(\times 100)$ は省略した。なお、回転期間の単位は月数に統一した。

（7） 判 例

本辞典の性格により、参照判例は最小限にとどめ、かつ出典の明記は省略した。

（8） 法例の条文の引用

（イ）（ ）内に法令を引用するときは、その法令名について別表の略語表にある場合はそれに従い、それ以外のは法令を正しく明示した。ただし、独占禁止法、計算書類規則など一般実務で略称されているものはそのまま使用した。条文数は例のように表示した。

（例：民法第814条1項2号→民814(1)Ⅱ）

（ロ） 施行令、規則（または細則）は法令名略語の後に令、則をつけた。付は、付則を指す。但は、ただし書。

（ハ） 同一項目の解説の中で同一法令の条文を数カ所で連続して引用しているときは、最初にのみ法令名（または略語）を示して、その後は省略した。

（ニ） 連続する3つ以上の条、項、号を引用してある場合は、その条、項、号の間のものは省略して「～」で示してある。

（V） 項目間の関連表記

（1） アステリスク（*）の利用

ある項目の解説中に用いられている用語で、その用語が別に見出項目として掲載されており、その項目を参照することが理解に便なるときは、その用語の右肩にアステリスク（*）をつけた。なお、記述の必要上、複数の項目を1つの項目とした場合（例：粉飾・逆粉飾、合併差損益など）は、粉飾、合併差益、逆粉飾、合併差損にもアステリスクをつけた。また、公定歩合操作という用語では収録していないが、公定歩合という用語で収録しているような場合は、極端に紛らわしくないかぎり（例：公定歩合*操作）とした。項目が印鑑証明（書）となっている場合も、印鑑証明と印鑑証明書の両方にアステリスクをつけた。

（2） 「一」の利用

- (イ) ある項目について、特に他の項目の参照が、その項目の説明全体に関連して望ましいときには、記述の最後に「〇〇〇」として、項目を明示した。
- (ロ) 記述中に「〇〇〇」とあるときは、特にその直前の説明なり用語なりに関連して他の項目を参照することが望ましい場合である。

(3) 見 よ 項 目

- (イ) 他の項目と同義、または正反対の意味をもつもので1つの項目でまとめて説明したものなどは、つぎのように整理した。まったく同義ではないが、便宜上1つの項目にまとめたものもある。

書 合 手 形 **〔貸付実行〕** → 「融通手形」

ジャンプ手形 **〔貸付実行〕** → 「手形ジャンプ」

複 名 手 形 **〔貸付実行〕** → 「単名手形」

- (ロ) 二とおりの読み方のある場合は、解説しなかった項目から解説した項目を参照するようにした。

〔例〕 内整理(ないざ) **〔事後管理〕** → うちせいり

(VI) 勘定科目の説明 (「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」に準拠。)

貸借対照表

〔資 産〕

現 金 預 金……現金および預金。ただし、1年以内に期限の到来しない預金を除く。

受 取 手 形……金融手形、不渡手形を除き、得意先との通常の営業取引に基づいて発生した手形債権。関係会社手形を含む。ただし、割引に付した手形は含まない。

売 掛 金……得意先との通常の取引および役務提供に基づいて発生した営業上の未収金。関係会社に対する売掛金を含む。

有 価 証 券……市場性ある一時的所有の有価証券(株式、社債、国債、地方債(短期所有有価証券)等)。ただし、関係会社有価証券を除く。

棚 卸 資 産……製品(副産物、作業屑および半製品を含む)、商品(販売の目的をもって所有する土地、建物、その他不動産を含む)、原材料(購入部品を含む)、仕掛品(半成工事を含む)、貯蔵品(消耗品、消耗工具、器具および備品等で耐用年数1年未満または相

当価額未満のもの)。

その他流動資産……前渡金、前払費用（1年以内に費用となるべきもの）、不渡手形、固定資産または有価証券売却により発生した手形債権、短期貸付金（金融手形を含む）等。

有形固定資産……営業の用に供する建物、構築物、機械および器具（機械、装置、工具器具、備品）、船舶・車輛・運搬具、土地、建設仮勘定、その他（山林、植林など）。

無形固定資産……営業権、特許権、借地権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権等で有償取得または有償創設したもの。

投資その他の資産……投資有価証券（関係会社有価証券を含む）、長期貸付金、出資金、投資不動産、1年以内に期限の到来しない預金、長期前払費用等。

繰延資産……創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費、建設利息等。

〔負債〕

支払手形……金融手形および設備関係支払手形を除き、仕入先との通常の営業取引に基づいて発生した手形債務。関係会社手形を含む。

買掛金……仕入先との通常の取引および役務の受入による営業上の未払金。関係会社からの買掛金を含む。

短期借入金……1年以内に期限の到来する借入金。金融手形、当座借越、関係会社および株主・役員・従業員からの短期借入金を含む。

流動負債の負債性引当金……製品保証等引当金、返品調整引当金、賞与引当金、法人税等引当金等。

その他流動負債……未払金、未払費用、前受金、預り金、前受収益、設備の建設および固定資産・有価証券の購入により発生した手形債務、償還期が1年以内に到来する社債等。

社債……転換社債を含む。償還期が1年以内に到来するものを除く。

長期借入金……1年以内に期限の到来しない借入金。金融手形、関係会社および株主・役員・従業員からの長期借入金を含む。

固定負債の負債性引当金……退職給与引当金、特別修繕引当金等。

その他固定負債……長期支払手形、長期未払金等。

引 当 金……負債性引当金以外の引当金（貸倒・減価償却引当金を除く）。

〔資 本〕

資 本 金

新 株 式 払 込 金……新株式払込金および新株式申込証拠金。

資 本 準 備 金……商法第 288 条による法定資本準備金。

利 益 準 備 金……商法第 288 条による法定利益準備金。

そ の 他 の 剰 余 金……その他の資本剰余金（保険差益積立金等）、任意積立金（退職積立金、中間配当積立金、価格変動準備金、特別償却準備金、中小企業海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金等）、当期未処分利益（または当期末処理損失）。

（注）受取手形、売掛金等は原則として貸倒引当金控除前の計数。有形固定資産等は減価償却引当金控除後の計数。

損 益 計 算 書

売 上 高……総売上高から売上値引および戻り高を控除したもの。関係会社売上高、割賦販売売上高、社内売上高を含む。

売 上 原 価……当期製品製造原価、当期商品仕入高、期中商・製品在庫増減、物品税等、他勘定振替高等調整額の合計額。

販 売 費 お よ び
一 般 管 理 費……販売および一般管理業務に関して発生したすべての費用。

営 業 外 収 益……受取利息・割引料・配当金（有価証券利息、信託受益金を含む）、資産処分益（有価証券売却益等）、為替差益、仕入割引、投資不動産賃貸料等。

営 業 外 費 用……支払利息・割引料（社債利息を含む）、社債発行差金償却および社債発行費償却、租税公課、資産処分評価損（有価証券売却損等）、為替差損、創立費償却等。

特 別 利 益……固定資産売却益、前期損益修正益等。

特 別 損 失……固定資産処分損、有価証券売却評価損、前期損益修正損等。

任意積立金取崩額……価格変動準備金、特別償却準備金等任意積立金の取崩額。

法令名略語表

(税法関係の引用は、昭和53年度の税法によった。)

IMF協定	あ	意匠 医療 印税	意匠法 医療法 印紙税法	憲 建基 建抵	益計算書及び附属明細に 関する規則の特例に關する省令 日本国憲法 建築基準法 建設機械抵当法
	い				
会 外銀 外資 会社更生 外為管理 外為法	か	ガット	会計法 外国為替銀行法 外資に関する法律 会社更生法 外国為替管理令 外国為替及び外国貿易管理法	小 戸 鉱業 公衆電通 公証 工抵 航抵 鉱抵 国賠 国金	こ 小切手法 戸籍法 鉱業法 公衆電気通信法 公証人法 工場抵当法 航空機抵当法 鉱業抵当法 国家賠償法 国民金融公庫法
	き				
仮登記担保 関税	く	企業担保 軌道 供 協組金融 漁業 漁抵 銀取約定 勤勞財産	仮登記担保契約に関する法律 関税法 企業担保法 軌道法 供託法 協同組合による金融事業に関する法律 漁業法 漁業財団抵当法 銀行取引約定書 勤勞者財産形成促進法	採石 財務監査 財(務)規 財要	さ 採石法 財務諸表の監査証明に關する省令 財務諸表等の用語、株式及び作成方法に関する規則 財務諸表規則取扱要領
	け				
区画整理	こ	刑 競 計算規	土地区画整理法 株式会社の貸借対照表、損益計算書及び付属明細表に関する規則 株式会社の貸借貸照表、損	私学 自治 実用新案 自抵 資本組入	し 私立学校法 地方自治法 実用新案法 自動車抵当法 株式会社以外の法人の再評 価積立金の資本組入に關する法律
	け				
計算規特例	け	計算規特例	株式会社の貸借貸照表、損	社会福祉 借地 借家 社登 車兩 住居表示 住金 住資 宗法	社会福祉事業法 借地法 借家法 社債等登録法 道路運送車兩法 住居表示に関する法律 住宅金融公庫法 住宅融資保険法 宗教法人法